

所管部課	まちづくり部 都市づくり課		部長	田辺 康弘	
件名	東大和市都市マスタープラン改定庁内本部会議設置要綱について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市都市マスタープラン（以下「都市マスタープラン」という。）の改定に当たり、必要な事項を調査検討するため、東大和市都市マスタープラン庁内本部会議（以下「本部会議」という。）を設置するものである。なお、都市マスタープランは、令和4年度から令和6年度までの3箇年で改定する予定である。</p> <p>(1) 所掌事務 都市マスタープランの改定に関して必要な事項を調査検討する。</p> <p>(2) 構成等</p> <p>①本部会議 構 成：◎副市長、企画財政部長、総務部長、市民環境部長、地域福祉部長、○まちづくり部長及び教育部長。◎座長、○副座長</p> <p>②専門部会</p> <p>ア 土地利用専門部会 構 成：企画政策課長、防災安全課長、産業振興課長及びまちづくり推進担当課長</p> <p>イ 都市基盤専門部会 構 成：防災安全課長、環境対策課長、福祉推進課長、都市づくり課長、土木公園課長、道路交通課長及び下水道課長</p> <p>※必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。 ※庶務は、都市づくり課で処理する。</p> <p>(3) 施行日 市長決裁の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 本部会議を設置することで、庁内の情報共有・連携が図られるとともに、多角的な視点で計画を改定することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成12年3月 「東大和市都市マスタープラン」策定</p> <p>平成27年3月 「東大和市都市マスタープラン」改定 (計画期間：平成27年度から令和6年度)</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに要綱制定の事務手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。